

岩手県ユニセフ協会規約

第1章 総 則

前 文 岩手県ユニセフ協会は、公益財団法人日本ユニセフ協会と岩手県ユニセフ協会との協力協定に基づき設立される。

(名 称)

第1条 本会は、岩手県ユニセフ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県滝沢市に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（「日本ユニセフ協会」）との協力協定に基づき、岩手県において、日本ユニセフ協会の定款目的を実現することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ユニセフのための広報・啓発活動
- (2) ユニセフへの協力（募金）活動
- (3) 県内支援者、募金協力者、地方自治体、関係団体との協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 運 営

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- (1) 理 事 30名以内
- (2) 監 事 2名以内

(選 任)

第6条 理事及び監事は評議員会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名
- (5) 顧 問 若干名

(職 務)

第7条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。
- 3 専務理事は会長の意を受けて本会の業務を掌理する。
- 4 常務理事は理事会の議決に基づき、必要に応じて本会の業務を掌理する。
- 5 理事は理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査する。

第3章 理事会

(権能)

第8条 会長は毎年2回以上理事会を開催し、この規約に定めるもののほか、以下の事項について決議し、理事会の議長として理事会を運営する。

- (1) 本会の事業計画と予算案
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) 本会の役員選出
- (4) その他本会の業務に関する重要事項

(定足数)

第9条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を要し、委任状をもって代わりとすることができる。

(議決)

第10条 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 評議員会

(評議員)

第11条 本会は評議員15名以上40名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

23

(評議員会)

第12条 評議員会は毎年1回以上開催する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会の議長は、評議会において互選する。

第5章 財産及び会計

(財産の管理)

第13条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために事務局を設け、理事会の議決を経て事務局長を置くほか、積極的にボランティアの参加を得るものとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第16条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第17条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第18条 本会の主旨に賛同し、支援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、本会の運営に関し、何らの権利及び義務を有しない。
- 3 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 補 則

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付則 この規約は2024年4月26日から施行する。

公益財団法人日本ユニセフ協会が登記された日をもって実施日とする。

岩手県ユニセフ協会友の会規定及び運営細則

岩手県内のユニセフ活動

1. はじめに

- (1) 1949年(昭和24年)、戦後の日本の子どもへのユニセフ緊急支援として「学校給食の粉ミルク」が始まりました。県内で最初に支援を受けたのは、盛岡市大慈寺小学校でした。
学校給食粉ミルク支援は、1964年(昭和39年)までの15年間、総額約65億円となりました。
1955年(昭和30年)、財団法人日本ユニセフ協会が設立し、学校給食の恩返しとして「学校募金」が始まり、県内の学校の募金活動が始まりました。
- (2) 県内の生協は、1979年(昭和54年)国際児童年にICA(国際協同組合同盟)がユニセフ(国際連合児童基金)の呼びかけに賛同し、日本生協連もこれに応じて「バケツ一杯の水を送ろう」とユニセフ支援がスタートしました。東北の生協が進めている指定募金は、今まで、インド、ネパール、東ティモールと継続して取り組み、ユニセフスタディーツアーに参加し現地の状況やユニセフ支援状況を組合員にお知らせしています。
- (3) 花巻友の会は、1989年(平成元年)日本ユニセフ協会花巻友の会として活動をスタートしました。
林正文会長(妙圓寺住職)は、戦病死した父親の意志を引き継ぎ、「世界中の子どもたちの幸せを願い、次の世代へ平和を手渡したい」という強い思いを込めて、日本ユニセフ協会花巻友の会を設立し、多くの方が活動に参加しています。
- (4) 県内でユニセフ支援活動をしている学校・企業・花巻友の会の方々と協力し、活動交流と準備期間を経て、2001年12月、財団法人日本ユニセフ協会岩手県支部を設立しました。
日本ユニセフ協会花巻友の会は、日本ユニセフ協会岩手県支部を構成するメンバーとして協力し、活動をすすめてきました。
- (5) 2011年4月、新公益法人法の下、日本ユニセフ協会は「公益財団法人日本ユニセフ協会」に移行しま

した。移行に伴い日本ユニセフ協会と岩手県支部は「協力協定」を結び、名称を「岩手県ユニセフ協会」に変更しました。

活動をすすめていく上で、これまでの組織体制を継続し、県内におけるユニセフ活動の中心的な役割を果たし、岩手に根ざしたユニセフ活動をめざしてきました。

2. 友の会規定

県内にユニセフ活動を広めていくために、岩手県ユニセフ協会規約第2条第2項に基づき友の会規定及び運営細則。

岩手県ユニセフ協会友の会規程

本規定は、岩手県ユニセフ協会（以下県協会と称する）規約第2条第2項に基づき設置する友の会について定める。

(友の会)

第1条 従たる事務所を友の会として設置し、友の会事務局を置く。

(友の会事務局の要件)

第2条 友の会は賛助会員からなる複数の構成員を以て友の会事務局を構成する。

2 友の会は責任者と従たる事務所の電話番号を県協会に登録し、必要な時に協会と連絡を取ることができるとを要する。

3 友の会事務局は年3回以上会議を持ち、活動計画書並びに活動報告書を作成し、かつ活動の進行点検を行わなければならない。活動計画書・活動報告書は作成後速やかに県協会に提出することを要す

(活 動)

第3条 友の会は、県協会の方針に基づき、当該地域において次の活動を行う。

- 1 ユニセフ及び開発途上国に関する広報・啓発活動
- 2 ユニセフへの協力（募金）活動
- 3 当該地域の会員との連携活動
- 4 その他協会の目的を実現するために必要な諸活動

(費 用)

第4条 友の会は年度活動計画を事前に作成し、費用とともに県協会の許可を必要とする。年度は県協会と同一とする。

2 県協会は友の会の活動に対し必要な費用のうち事前協議承認活動はその承認費用全額を、臨時の活動は協議して一定限度額の助成を行う。

3 友の会は活動ごとにその収支をまとめ清算を行い県協会に報告しなければならない。また各年度の収支に関して帳簿を作成し、県協会に報告しなければならない。

(監 査)

第5条 県協会は、友の会に対して業務上及び経費上の助言及び監査を行うことができる。

(解 散)

第6条 県協会は、次の場合には、書面で通知することにより友の会を解散させることができる。

- イ) 友の会が当該地域において十分な活動または運営を維持できなくなったと認めた場合
- ロ) その他、相当な事由があると認めた場合

2 県協会は、解散を命じる前に、県協会に対して事情を説明する十分な機会を友の会に与えなければならない。ただし、即刻しないと多額の損害が発生するおそれがある等特別な事情がある場合はこの限りでない。

- 3 解散通知は、県協会が発信した3日後に友の会に到達したものとみなす。
- 4 解散を命じられた友の会は、解散通知が到達した日以後、次のことを行ってはならない。
 - イ) 県協会を示すすべての名称・ロゴマーク・表示等（登録の有無にかかわらず）を使用すること
 - ロ) 県協会の名において、又は県協会の代理人として行動すること
 - ハ) 県協会に関する活動を行うこと

(責 任)

第7条 友の会は、次の場合には県協会の損害・名誉または信用を回復するための措置を、責任をもって講じなければならない。

- イ) 県協会に損害を与えた場合
- ロ) 県協会の名誉または信用を毀損した場合
- ハ) 県協会の社会的評価を低下させるような行為を行った場合

(規程の運用)

第8条 本規定の運用に関する詳細については、岩手県ユニセフ協会友の会運営細則および岩手県ユニセフ協会運営内部規定に定める。

2016年11月29日制定

岩手県ユニセフ協会友の会運営細則

この友の会運営細則は、岩手県ユニセフ協会（以下県協会と称する）友の会規定を補完するものである。

1. 友の会の設置

26

- ・友の会の設置は、県協会だけでは岩手県全域に対し十分な対応ができないため、県内にユニセフ支援活動を展開したいという趣旨に基づくものであり、沿岸部、県南部、県北部にも視野に入れて活動していく。
- ・友の会については県協会から「友の会認定証」を発行する。

2. 友の会基盤の整備

- ・友の会は友の会規程第2条によるほか以下の要件を備えるよう努めるものとする。
 - イ) 会員により、10名以上で構成することが望ましい。
 - ロ) 年3回以上会議を開催することとし、活動のまとめと活動計画を策定することとする。
 - ハ) 友の会は会長1名と事務所（住所・電話等）を県協会に登録しなければならない。また必要に応じて副会長、事務局長を設置することができる。
会長、事務局長並びに事務所（電話等）を変更したときは、速やかに協会に届け出るものとする。

3. 活動

- ・友の会は友の会規程第3条による活動を行うに当たり以下の事項について留意することとする。
 - イ) 広報・啓発活動に当たっては、ユニセフ、日本ユニセフ協会並びに県協会の発行する視聴覚資材を活用できるように、常に県協会と連携し必要な準備を行うものとする。
 - ロ) 募金については、県協会からの「友の会認定証」をもって行うものとする。日本ユニセフ協会への送金処理については、県協会のコードが記入された振込用紙を以て行うものとする。また、月次で募金記録を県協会に報告するものとする。
 - ハ) 日本ユニセフ協会の賛助会員は協力協定により県協会が情報を共有できることになっているが、友の会が働きかけを行う必要が出たときは、事前に県協会に申請して許可を得るものとする。

4. 費用

- ・友の会は新年度が始まる2か月前までに次年度の活動計画書及び予算書を、各年度が始まって

から1カ月以内に前年度の活動報告書及び決算書を提出しなければならない。

- ・県協会は上記提出された資料に基づき検討し、友の会の活動に必要な費用を予算化するものとする。実際の支出は友の会が活動を実施する都度申請して支給を受け、終了後ただちに清算するものとする。上記事前計画のない活動については、都度事前に県協会と協議して承認を受けるものとする。
- ・友の会は銀行または郵便局に専用口座を開設し、募金の管理及び費用の入出金管理を行うものとする。また、募金については別途記録を付け、5年間は保存するものとする。

5. ユニセフの名称・ロゴおよびマーク

- ・友の会は、友の会が主催するユニセフのための広報・啓発教育・募金活動・学習などに、「ユニセフ」の名称・ロゴおよびマークを使用することができる。ただし、友の会とユニセフが同一組織であるかのような印象を与えないように、活動の主体が「友の会」であることを明記しなければならない。
- ・友の会は、管轄地域においてユニセフ協力活動のために「ユニセフ」の名称・ロゴおよびマークの使用申請が第三者からあった場合には、県協会に事前に申請し、県協会の承認を得て、使用を許可することができる。
- ・友の会は、管轄地域においてユニセフ協力活動のために「友の会」の名義の使用を第三者に許可する場合には協会に事前に連絡し、協会の承認を得るものとする。
- ・友の会は、ユニセフの広報活動・募金活動などに、ユニセフの写真を使用することができる。その場合必要の都度県協会に連絡し、また掲載時には「ユニセフの写真」であることを明記するものとする。

6. その他の重要事項

- ・友の会は、友の会規程及び運営細則に定められていない重要事項に関しては、県協会と協議するものとする。

2016年11月29日制定